

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・該当箇所 省令案 174 頁 後ろから数えて 1 行目 下段 六十～六十六 (略) 上段 六十～六十六 (略) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 第十条 五十九の二 ・意見 当該箇所を e-gov でみると 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 第十条 (略) 五十九 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納の届出 （第十三条に掲げる方法により予納の届出をする者が当該予納の届出を第十条の二第二項本文の規定による届出と同時に行う場合に限る。） 五十九の二 法第十四条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納 六十 第四条第一項の規定による氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出 (略) となっています。 省令案 174 頁下段をみると	御指摘を踏まえ、新旧対照表について形式修正を行い、五十九の二についても略す旨を追加しました。 なお、御意見中、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十四条第二項は、令和五年法律第五十一号では改正されていませんが、法第十六条は削られているので、第十条 五十九の二は何らかの改正をすべきと考えます。」とある部分については、特例法第 16 条が削除されたという事実はなく、特例法施行規則第 10 条 59 号の 2 について改正が必要な事項はないことから、御指摘は当たらないと考えております。

五十九 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納の届出（第十三条に掲げる方法により予納の届出をする者が当該予納の届出を第十条の二第二項本文の規定による届出と同時にを行う場合に限る。）

六十～六十六 （略）

となっていますが、第十条 五十九の二がありません。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十四条第二項は、令和五年法律第五十一号では改正されていませんが、法第十六条は削られているので、第十条 五十九の二は何らかの改正をすべきと考えます。

となると、

下段（改正前）五十九 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）
の規定による予納の届出（第十三条に掲げる方法により予納の届出をする者が当該予納の届出を第十条の二第二項本文の規定による届出と同時にを行う場合に限る。）

五十九の二 法第十四条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）

の規定による予納

六十～六十六 （略）

上段（改正案）五十九 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）

の規定による予納の届出

五十九の二 法第十四条第二項の規定

	による予納 六十～六十六 （略） と考えます。	
2	優先権証明書のオンライン提出や書面手続（申請）のデジタル化のための規定整備等のための改正は、ユーザの利便性を高めるものであり歓迎する。	本改正に対する御賛同の御意見として承ります。